

第5号様式（証人等調書）

<input checked="" type="checkbox"/> 証人 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 鑑定人 <input type="checkbox"/>		調書	裁判所書記官印
(この調書は、第17回口頭弁論調書と一体となるものである。)			
事件の表示	平成16年(行ウ)第20号		
期日	平成20年7月29日 午前10時00分		
氏名	仙波操		
年齢	55歳		
住所	茨城県桜川市犬田1520		
宣誓その他の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 裁判長(官)は、宣誓の趣旨を説明し、 <input checked="" type="checkbox"/> 証人が偽証をした場合の罰を <input type="checkbox"/> 本人が虚偽の陳述をした場合の制裁を <input type="checkbox"/> 鑑定人が虚偽の鑑定をした場合の罰を 告げ、別紙宣誓書を読み上げさせてその誓いをさせた。 <input type="checkbox"/> 裁判長(官)は、さきにした宣誓の効力を維持する旨告げた。 <input checked="" type="checkbox"/> 後に尋問されることになっている <input checked="" type="checkbox"/> 証人 <input type="checkbox"/> 鑑定人は <input checked="" type="checkbox"/> 在廷しない。 <input type="checkbox"/> 裁判長(官)の許可を得て在廷した。 <input type="checkbox"/>		
陳述の要領			
別紙速記録のとおり			
以上			

- (注) 1 該当する事項の□にレを付する。
 2 「陳述の要領」の記載の末尾に「以上」と記載する。

17

せん
宣

せい
誓

りょうしん したが しんじつ の
良心に従って眞実を述べ、

なにごと かく
何事も隠さず、

いつわ の
偽りを述べないことを

ちか
誓います。

氏名

仙波 摂



速　　言己　　録（平成20年7月29日第17回口頭弁論）

事件番号　平成16年（行ウ）第20号

証人氏名　仙波操

原告ら代理人（五來）

あなたの経歴ですが、昭和50年4月に茨城県職員になって、その後、平成18年4月に、企画部水・土地計画課長になったということですね。

間違いありません。

現在も、水・土地計画課長の職にあるんですね。

そのとおりです。

水・土地計画課長になるまでの間、水資源行政にかかわる部署に属したことはないんですか。

水・土地計画課長になってからが、水資源行政、初めてでござります。

治水対策とか、そういうものにかかわることもなかったですか。

ええ、全くありませんでした。

そうすると、今まで主にどういうところを歩んでいたんですか。

私、事務職で入りましたので、一般的に、どこでも異動できますので、特に、農林関係とか企画部関係に長く従事しておりました。

企画部というのは、県の計画とかを作るという、そういう部署ですか。

企画部が、ちょうど昭和60年からですけれども、まあ、地域振興から計画部門までいろいろありますけど、大体、ほとんどのところ、回りました。

そうしますと、水資源行政というのは、その課長になってから、直接、携わるというか、担当するようになったということですね。

そのとおりです。

そうすると、勉強とかも、課長になって初めて、いろいろ勉強したという

ことになるんですか。

そのとおりです。

茨城県が立てた利水計画が幾つかあると思うんですが、平成19年3月に作成された、いばらき水のマスタープランというものがありますよね。

あります。

いわゆる、新プランということですが。

はい。

甲第7号証を示す

こういう計画があるということはよろしいですか。

はい、よろしいです。

これが策定されたのが19年3月ということですね。

はい。

この新プランの作成のときに、あなたは、水・土地計画課長だから、責任者だったということになりますかね。

まあ、事務局の、取りまとめの責任者ということになると思います。

水・土地計画課というのは、主な担当部署ということになるんじゃないですか。

だから、長期水需給計画策定は、私どもの担当所管でございますので、その改定のための取りまとめの事務局の責任者だったということです。

取りまとめとおっしゃっているけど、水・土地計画課で、主体的に計画を立てるということじゃないんですか。

ちょっと、言葉で、取りまとめというのは語弊があったと思うんですけれども、策定の事務局の責任者ということです。

甲第4号証を示す

44ページを見てください。いばらき水のマスタープラン策定検討委員会

の経過等とありますが、その中で、これは旧プランにかかわるものですが、企画部水・土地計画課長というのが出てまして、そこに、関係業務ということで、長期水需給計画の策定、あるいは、工業用水の需給計画の策定、そういうものが書かれていますよね。

はい、そのとおりです。

先ほど聞いた新プランの前に、平成14年3月に、いばらき水のマスター プラン、いわゆる旧プランというものが策定されましたよね。

(うなずく)

ハッ場ダムの基本計画の変更というのがあったと思うんですが、その変更に当たって、この旧プランを利用したということはありますか。

そのハッ場ダムの計画変更というのは、いつの時点のことですか。

平成16年の9月に、ハッ場ダムの基本計画の、いわゆる第2回の変更というのがあって、事業費が4600億円に増えたということがありましたけれども、それは御存じですよね。

はい、知っております。

その際に、茨城県知事が国土交通大臣に意見を述べたと思うんですが、この旧プランを利用したと、そういうことはあるんですか。

要するに、ハッ場ダムについての判断は、いわゆる個別事業としての判断をしますので、まあ、水のマスタープランは全体的なお話ですから、そういう個別事業の判断で、ハッ場ダムの計画変更に当たったということだと思います。

もう一度、答えてください。

ハッ場ダムの計画変更については、いわゆる、個別事業の必要性ということで判断をして、回答をしたということでございます。

ハッ場ダムに参加するかどうか、あるいは、継続して参加するかどうかという判断では、水が必要だからというのは当然の前提ですよね。

はい。

じゃあ、どうして必要なのかというのを、この旧プランに基づいて意見を述べたということになるんじゃないですか。

ハッ場ダムについては、もう事業参画以来、その必要性は県にとつて変わりませんし、それから、実際、ハッ場ダムの、水源として使われているのが、県南、県西地域の水道事業が供給エリアでございますので、人口が急増しているところでありますから、実際に必要であり、そういう判断の下に、計画変更に対処したということでございます。

ですから、その旧プランの内容的に、水の供給計画の中にハッ場ダムも入ってるんだということで、引き続き参加するというような意見ですね。そういうことで述べたということになるわけですよね。

水のマスタープランはマクロ推計ですから、その中に、水需要の必要性は、全体的に出てますけれども、当然、その中には、マクロ推計ですから、ハッ場ダムの参画水量も入ってきますけれども、それが直接、ハッ場ダムと関係するわけではございません。

今度は新プランなんですけれども、旧プランを改定して、新プランを立てたということですよね。

(うなずく)

この時期に新プランを策定したのは、どういう理由からですか。

新プラン策定、19年の3月ですけれども、18年の3月に、県計画が改定をされまして、その中で、人口見通し、それから、経済見通しが見直しをされたということが一番大きな理由でございました、加えて、近年の地球温暖化問題など、その環境問題の話も出てまいりました。そういう水資源を取り巻く状況の変化を受けて改定に至ったというのが大きな理由でございます。

荒川・利根川水系について、それにかかる法律として、水資源開発促進法という法律は御存じですか。

ええ、承知しております。

その法律の4条だと思うんですが、国土交通大臣が、水資源開発基本計画、いわゆるフルプランと言われているものですが、それを策定するということが義務付けられていますよね。

国において、そういうことになっていると思いますけれども。

で、今まで、第4次フルプランというのがあったと思うんですが、それは御存じですか。

承知します。

その第4次フルプランというのは、長い間、期限切れだったというのも御存じですか。

承知しております。

第4次フルプランが、長い間、ずっとあったわけですが、この目標年次というのは、あなたは御存じですか。

確かに平成12年度だったかと思います。

平成12年度、2000年度ということですよね。

はい。

基本的には、そこで期限が切れているということになりますよね。

数字上の話は、そういうことだと思うんですけども。

それで、昨年の10月、国交省の水資源部から要請されて、今度は、第5次フルプランについて、水需給計画を出したことがありますか。

フルプランの策定の過程の中で、国の依頼があって、県の水需給想定値を出しております。

具体的にはどういうものを出したか、覚えてますか。

フルプランの対象エリアが、茨城県内ですと、ちょうど、水のマス

タープランの利根水系のエリアと同じエリアでございますので、県のマスタープランの利根水系の需要推計のデータを基に、確かに平成27年だったと思いますけれども、そういう需要想定値を出してございます。

それは、もう一回確認しますと、新プランの内容を回答したということですね。

そうです。

そうすると、国交省では、茨城県からはそういう回答を受けていますから、今後、第5次フルプランを、それに基づいて策定していくことになるわけですね。

第5次フルプランは国の所管でございますので、国が独自に主体を持って作られているということだと思います。

まあ、当然、茨城県はどうなるか分からぬけれども、ただ、重要な基礎的データを第5次フルプランの策定に向けて提供したことですね。

国では、需要推計については、当然、独自の調査をやっております。で、独自の調査も推計しておりますし、それから、各県から、需要想定も、意見を聞いておりますので、それらを踏まえて、国土審議会に諮って、それで決めていくと、そういうことだと思っております。

甲第7号証を示す

13ページを見てください。これは、茨城県の各水系を合わせた、水道用水需要量の見通しという、表とグラフですね。

はい。

これによれば、2020年、平成32年の全体の需要量は、16.559ということですね。

はい。

旧プランでは、同じ2020年度の全体の需要量をどういうふうに予測してたか、御存じでしょうか。

これより多かったと思いますけど、ちょっと旧プランを見せていただければ、正確に答えられると思うんですけども。

(以上 平塚昌子)

甲第4号証を示す

41ページを見てください。表4、水需給バランスの現況と見通しという表があって、その水道用水の需要量として、平成32年は20.3になります。そうすると、先ほど16.6でしたから、差が3.7ということになりますかね。

はい。

甲第7号証を示す

15ページを見てください。これは、工業用水需要量の見通しということで、茨城県全体として、2020年では、17.154となってますね。

はい。

甲第4号証を示す

先ほど示した41ページの一番上の表で出てる数字が、旧プランの数値ということですよね。

そうですね。

ここ、同じ年の工業用水の値となると、21.485ということになりますか。

はい。

そうすると、ここでも、新プランでは、四点幾つくらい減っているということになりますかね。

はい。

あなたは指定代理人ということなので、大体の数字というのは頭に入りますかね。

大体の数字というのが、どちらを言うのか、ちょっと分からないんですが。

先ほど、新プランと旧プランの、それぞれ水道水と工業用水の需給量ということでお聞きしました。それを合わせた、いわゆる都市用水ということになると思うんですが、その需要予測について、新プランと旧プランの差というのは、大体幾つくらいになるかというのは、記憶なさってますか。

はい。

どれくらいになるか、言っていただけますか。

需要量で見ますと、新プランのほうが、旧プランに比べて、毎秒8トンほど減少して数値を出しているということですね。

平成19年7月17日付原告ら第10準備書面を示す

31ページの(5)の表を見てください。これは、新プランと旧プランの、それぞれ、供給量から需要量を差し引いた数字ということになります。大体こういう数字だということでおろしいでしょうかね。

数字、詳しく見ないと、何とも言えないんですけども。

旧プランの都市用水の欄に1.6という数字がありますが、これは、水道用水と工業用水について、供給量から需要量を差し引いた数字が、1.6トン毎秒ということなんですが、お分かりでしょうか。

はい。

で、新プランだと、やはり同じように、供給量から需要量を差し引くと、大体5.3トンになるという表です。

はい。

そうすると、この今言った数字というのは、結局、供給から需要を差し引くから、余裕というか、余る数字ということになりますよね。

まあ、需要を供給が上回っているというふうな解釈だと思いますけれども。

今の表の一番右側は、新プランと旧プランの差の数字を出したんですね。都市用水として3.7トン。分かりますか。

ありますね、3.7トンと書いてあります。

結局、供給から需要を差し引いた数字が、新プランでは3.7トン毎秒増えているということですね。

そうですね。

そうすると、茨城県が参加している、4つの水源開発事業というのがありますよね。

はい。

例えば、その中で、八ッ場ダムから茨城県が確保しようとする水源はどれくらいかというのは、覚えてますか。

覚えてます。

どれくらいですか。

毎秒1.09トンですね。

約1.1トンということですね。

はい。

そのほか、例えば、思川開発だと、大体、茨城県はどれくらいの水源を持っているということになりますか。

思川開発は、その利水につきましては、茨城県は参画しておりません。市町村が参画しておりますので。今は合併しましたけど、五霞町と古河市が、これに参加しておりますので、茨城県は参画をしていません。

都市用水もですか。

いわゆる、水道用水、工業用水ですよね。それについては、茨城県は参画はしません。

甲第7号証を示す

38ページを見てください。これは新プランのところに付いている表なんですが、お分かりでしょうか。

はい。

思川開発は、右から2番目の欄にありますよね。ここの上水ということで、茨城県というのが書いてあると思うんですが。

これは、茨城県という表示ですけれども、茨城県内の市町村という意味だと思います。五霞町と古河市と。毎秒0.686トン。そういう意味でございます。

そうすると、茨城県としては、これとは無関係ということなんですか。

茨城県は、治水面で関係しておりますけれども、利水面では参画をしてないということです。

湯西川ダムというのがありますよね。これは、茨城県は、どれくらい。

茨城県は、確か毎秒0.2トン、確保してると思います。

あと、霞ヶ浦導水事業というのがありますね。

はい。

これも、茨城県は、どれだけ確保してるんでしょうか。

茨城県は毎秒5.2トン確保しております。

そうすると、確保してある水源の量なんですが、例えば、ハッ場と湯西川ダムを合わせると、1.3くらいになるんでしょうかね。

ええ、そうなると思いますけれども。

そうすると、先ほど示した表の余裕量というか、旧プランから新プランになるに当たって、3.7トン増えたわけだから、ハッ場ダムと思川開発で1.3ということであれば、そこへの参画も本当に必要なかどうかというのを検討したことはなかったんですか。

水のマスタープランは、前からお話をありますように、県全体の指

針として示したものでございまして、いわゆる、マクロ推計で、県全体の水需給の長期見通しを明らかにして、水資源に関する施策の方向性を定めると、そういう性格のものでございます。例えば、八ッ場、湯西川ダム等の各水資源開発施設につきましては、それぞれ、事業者の推計とか、供給区域もありますし、人口経済動向もありますし、事業者の施設の効率的整備の話もございますので、水資源開発施設の必要性については、そういう個別の条件を考慮して、総合的に、個別に決定されるというものでありますので、直接、水のマスタープランと関係するものではございません。

そうすると、茨城県では、新プランは立てたけれども、八ッ場への参加については、検討はしていないということですか。

マスタープランは、要するに、県全体の方針を明らかにしたということでございまして、例えば、八ッ場ダム等については、個別に、その必要性については判断をされると、そういうふうに考えておりますけれども。

そうすると、個別に判断されるといふんだけれども、それはどこがやるんですか。茨城県がやるんじゃないんですか。

まあ、直接的には、やはり各事業者ですね。水源として本当に必要かどうか、自らの事業区域を含めて、人口経済動向を見て、その施設が必要かどうかは、個別に判断されると、そういうことだと思いますけれども。

では、茨城県では、やるんですね。

だから、茨城県というよりは、各水道事業主体、まあ利用者といいますか、そういう形になると思いますけれども。

水道の利用者だけなんですか。利水について、茨城県もかかわっているわけでしょう。

だから、全体的な、そういう、総合的な取りまとめ窓口ということはありますけれども、実際上の個別の必要性については、やっぱり、直接的には、そこで判断されるということだと思います。

個別、個別とおっしゃるけれども、あなたの課が、茨城県全体の取りまとめをする課だということですよね。

だから、その全体的な取りまとめ、調整はしますけれども、要するに、それが本当に必要かどうかというのは、一番の利用のところで判断されるということだと思います。

今、私、取りまとめと言ったけれども、さっき示したように、取りまとめ以上のこともやってますね。先ほど、あなたの課がどういうことをやってるかというのを示したと思うんですが、単純な取りまとめに終わるわけじゃないでしよう。

ただ、あの資料は、いわゆる水のマスタープランの関係の資料だったと思いますけれども、水のマスタープランについては、当然、策定主体で、うちの課が担ってきたということでございます。

甲第7号証の34ページを見てください。表1、水需給バランスの現況と見通しですね。水道用水及び工業用水、そして都市用水の、2004年、2015年、2020年、それぞれの数字を予測しているということですね。

はい。

甲第11号証を示す

34ページの図4を見てください。○が新プランなんですが、この実績からつなげて、今見ていただいた予測の数字を当てはめた図なんですが、これはよろしいですかね。まあ、先ほど見ていただいた数字を合わせたやつですから。

いや、これは、作られたということだと思いますけれども、よろしいですかというの、どういうことなんでしょうか。

だから、単純に、さっき見ていただいた予測値を、このグラフの中に入れて、で、点線で結んだと。ですから、新プランの予測だとこうなるよと、そういうことを示した図なんですが。

ただ、数字でちょっと、確認できるという状況ではありませんので、これは、まあ、そういう、作られた資料というふうな解釈でしかないんですけども。

甲第7号証を示す

34ページの表1をもう一度見てください。実際に、ちょっと、確認していただければ。

こちらの表は、毎秒何トンでできますよね。で、甲第11号証の34ページ図4は、日量ベースに直ってますし、こんな表があるのかなという感じでしかないんですけども。ちょっと、数字的に、チェックができませんので。

甲第11号証を示す

34ページの図4の●は、今までの実績を示していると。これ自体はお分かりになりますよね。

だから、そこの置かれてる地点が、数字上、ちゃんと、きちんとフォローされて作られているのかどうかが、ちょっと確認しようがないので、そこははっきり申し上げられないと思います。

今日より前に、御覧にはなってますよね。

ええ、見たことはあります。

先ほどの新プランの余裕量ということで、新プランのほうが毎秒3.7トン増えているということはお聞きしましたが、新プランでは、その余裕量について、どうなってますかね。

マスタープランが、いわゆる、基本的な施策の方向付けをするということですので、需要を上回る供給量につきましては、1つは、環

境用水という考え方、それから危機管理水量の確保という考え方、そういう方向を出しております。

環境用水というのは、新プランによると、身近な河川や水路等に水を流すことによって、親水性を高めたり、水路等を浄化したり、動植物等の生息、生育環境及び歴史、文化遺産を保護、保全することなどを目的とした用水と、そういうことですよね。

いわゆる、一般的な考え方というのは、そういうことだと思います。だから、環境用水、環境用水と言うけれども、いろんなものが入っているわけですね。

まあ、環境用水というのは幅広いと思いますけれども、そう思っておりります。

じゃあ、新プランでは、茨城県は、そういう環境用水の考え方を取り入れましたということですね。

そうですね。

じゃあ、具体的に、どういうものに利用するのかということは、何か考えてることはあるんですか。

まあ、考え方を明示したということありますので、環境用水としての活用を検討していきたいというのが中身でございますが、具体的には、今、国におきまして、霞ヶ浦常陸川水門のところに、魚道の整備をしてございます。そこに、通過流量として流す水が必要でありますので、そういうものの活用について、いろいろ相談をさせていただいているというところでございます。

それは、具体的に、どのくらいの量が必要になるんですか。

量的にはまだ、決まっておりません。

費用的には、どうなんですか。

費用的にも、まだ未定でございます。

そうすると、それは、いつくらいに具体的な話になるんですか。

まあ、今、工事中でございますので、今後、いろいろ相談していきたいというふうに思っております。

今後というのは、何年くらい先なんですか。

一つの目安で、工事が完成するころといいますか、ここ三、四年といいますか、そんな感じだと思います。

今まで、工業用水道とか水道を前提として、法律に基づいて、ダム使用権の設定とか、水源開発事業の費用負担というのを行ってきたわけですよね。環境用水としての利用というのが新たに加わるということになると、今までの手続では想定されてなかったものじゃないんですか。

まあ、その使い方によって、費用の点は、いろいろ、これから協議していきたいと思います。

費用のほかに、手続的に、今までは、環境用水とか、そういうことは考えてなかったわけですから、改めて何らかの手続が必要なんじゃないですか。

手続も含めて、相談していきたいと思っております。

どこと相談するんですか。

まあ、これは、国の関係機関ですね。

具体的に言うと、国交省とかですか。

そうですね。

それは、いつごろ相談することになるんですか。

まあ、今も、通過流量ということで、相談をいろいろさせてはいただいております。

今の時点で、どういう話になってるんですか。

そこの通過流量として、どういう形がいいか、いろいろ検討していきましょうという形ですね。

じゃあ、具体的な話というのは、まだやっていないということですね。

具体的な話までは、まだ行ってません。

今までと違う目的で利用するということになれば、国庫補助金とか、そういう、国から来たお金を返さなくちゃならないという話にもなるんじやないですか。

まあ、中身の詰まり方によっては、そういうこともあるかもしれません。

ただ、返さなくちゃならないか、返すとすればどれくらいになるかとか、そういうのは全然、まだやっていないということですか。

まだ、やってません。

新プランでは、危機管理用水というのもありますよね。

はい。

この利用というのは、新プランの中に書いてあるんですけども、具体的に、その危機管理のために、どこかに施設を造って、水をためておくというようなことになるんですか。

まあ、いろいろ誤解を受けるんですけども、私どもは、危機管理水量の確保として位置付けると；そういう表現を使っておりまして、これは危機管理用水とか、そういう具体的なイメージで示したものではなくて、考え方として整理をしたというものでございます。

考え方だから、じゃあ、まだ、やるかやらないかとか、そういうのは決まっていないということですか。

だから、考え方としての整理ですから、やる、やらないという話ではないんですね。

だから、やる、やらないは、まだ、決めていないということですか。

まあ、危機管理水量については、いわゆる、最近の地球温暖化。

いいです、時間がないので。

そこをお話ししないと、全般的に御理解が。

それは、後で被告代理人がやると思うので。そういうふうに決めてるか決めてないかだけ、答えてください。

だから、計画が、いわゆる全体の指針ですから、そういう危機管理水量として位置付けをしておきたいという考え方を、マスターplanで整理をしたということです。

ただ、そこに置いただけで、まだ、具体的に、やるかどうか決めていないということですね。

具体的なことを申し上げますと、利根川の取水。

いや、いいです。

それが具体的なことなんですけれども。具体的なことは、取水制限の新たな。

じゃあ、具体的に、もう考えているということですか。

要するに、危機管理水量としての位置付けを体現できるのが、いわゆる、新たな利根川の取水制限の調整ルールと言いますか、それが1つの危機管理水量を実現する考え方なんですね。

新プランで、考え方を述べたということですね。

だから、その考え方を、新たな渇水調整のルールで、それが具現化してることです。

環境用水と危機管理用水、合わせると、大体、どれくらいになるかというのは、御記憶ありますか。

量的な話ですか。

はい。毎秒。

いや、これは、要するに、先ほどの毎秒5.3トンですね、これ全体を、そういう環境用水とか危機管理水量という考え方で位置付けをしております。

そうすると、余裕の出る量をすべて、環境用水、危機管理用水に振り向け

るということになるんですね。

あと、危機管理の1つなんですけれども、旧プランでも政策水量というのを持たせていただきました。毎秒1.6トンなんですけれども、危機管理の中に、政策水量という考え方も入ってございます。

平成19年7月17日付原告ら第10準備書面を示す

31ページの(2)を見てください。水道用水の供給量、18.6トンというのがあります。5.3トンは、大体、その4分の1になりますよね。

5.3トンは、これは都市用水の差引きですので、水道水、工業水、両方入ってございます。

政策評価法という法律は、御存じでしょうか。

聞いたことはあります。

その程度ですか。

はい。

あなた、指定代理人だから、こちらから出している書面に目を通されていると思うんですが、その辺は、ちょっと御記憶ないですか。

何に関しての記憶でございますか。

政策評価法の問題について、原告側が指摘してあるというのがあるんですが。

……ちょっと、そこまでは存じません。

この政策評価法3条で、適時に、その政策効果を把握し、これを基礎として、必要性、効率性又は有効性の観点などから、その政策を評価して、その評価の結果を当該政策に適切に反映させなければならないという条文なんですが、これは御存じないですか。

ちょっと詳細に、申し訳ございませんが。

では、茨城県としては、これに沿って、この八ッ場ダム事業について評価するということは、今までやったことはないということですね。

……それはないと思いますけれども。

今後、やる予定とか、そういうのはいかがですか。

八ッ場ダム事業ということでなくて、いわゆる水道事業者の利水者として考えておられると思います。

おられると思いますというのは、あなたの部というか、担当では、今のところ、そういう考えはないということですね。

ええ、うちのほうではありません。

原告ら代理人（坂本）

甲第11号証を示す

もう1回、34ページの図4を見ていただきたいんですけども、この●は茨城県の水道の1日最大給水量の実績を示したものなんんですけども、あなたが新プランを策定するに当たって、県の最大給水量であるとか、1日平均給水量であるとか、そういう実績を参考したことはありますよね。あります。

で、あなたが参考した実績と比べて、この●の値というのは、大体、こんなものだったという記憶はありますか。

そこは何とも申し上げられません。

じゃあ、あなたが参考した、茨城県の1日最大給水量の実績というのは、例えば、新プラン策定は、基準年度が2004年でしたっけ。

平成16年ですから。

平成16年の時点で、実績は横ばいの状態だったという記憶はありませんか。

平成16年の数字が、水道ですと、約106万トンくらいかなという記憶はありますけれども。

1日最大給水量、106万トンというのは、1日当たりですか、1秒当たりですか、1年当たりですか。

1日だったと思いますけれども。

2004年で、106万トンということでしょう。大体これくらいですよ
ね、合ってますよね。これ、単位が「千m³/日」だから。

はい。

で、その前、約10年間くらいにわたって、ほぼ横ばいだったという記憶
はありませんか。

……その数字は、ちょっと、手元に資料がありませんので。

手元に資料があるかないかじゃなくて、横ばいだったかどうかという記憶
はあるかと聞いているんです。

そういう記憶ありません。

(以上 玉垣裕子)

あなたの記憶では、横ばいだという記憶がないという話だったんで、じゃ
あ、右肩上がりだったか、右肩下がりだったか、その記憶はありますか。

ちょっと、そこの記憶は定かでありませんけれども、いずれにしろ、
平成元年から16年の過去の実績値を参考にして、今回は推計して
おります。

旧プランが実績値と乖離してたという記憶はありますか。

…………。

あなたが新プランを策定した時点で、旧プランと実績が乖離してたという
記憶はありますか。

……まあ。

あるかないか聞いてるんです。

まあ、実績は伸びてなかつたなという記憶はあります。

じゃあ、乖離してたという記憶があるということですね。

まあ、程度の問題はありますけれども。だから、今回の新プランで
見直しを行ったということだと思いますけれども。

新プランは実績とほぼ同じだったという記憶があるんですか。

その実績と同じというか、元年から 16 年の実績を踏まえて、今回は推計をしてるということです。

新プランの予測というのは、実績とかなり乖離してるように気がするんですけど、いかがですか。

これ、実績ばかりじゃございませんので。

実績ばかりじゃないというふうに考えるということなんですね。

やっぱり、県のそういう将来の……。

先ほど、環境用水の話がありましたけれども、現在、茨城県が考へてるのは、霞ヶ浦の逆水門に利用することだけですか。

具体的に相談させていただいているのは、それだけです。

それ以外には全く考へてないということですか。

ええ、まだ具体的なものはありません。

例えば、どこかの市町村で、うちでそれを利用したいという、そういう申出もないわけですね。

ええ、ございません。

霞ヶ浦の逆水門の魚道用に使うのであれば、霞ヶ浦の水をポンプアップすればいいだけの話じゃないんですか。

私のほうは、そこに通過する量が確保されてないと聞いてます。

それから、環境用水を霞ヶ浦逆水門の魚道に使う場合に、それは国交省に水を売るということでいいんですか。

.....。

売るということなのか、それとも、ただあげるということなのか。

まあ、貸すなり、売るなり、そういうことになると思ひますけれども、それは今、相談。

売るのか、ただあげるのか、どっちなんですか。

それは今、相談させていただいているというところです。

被告ら代理人

甲第11号証、乙第217号証を示す

乙第217号証は、今作ってる意見書の資料なんだけど、県のほうで作った近似曲線と言われるものですね。

はい。

それから、甲第11号証の35ページ、図8、9も同じく近似曲線ですね。

はい。

同じことを表してゐんですね。

はい。

甲第11号証の35ページ、図8、図9では、先ほどの根本証人にも聞きましたけれど、平成元年、つまり、1989年が抜けちゃってるということでしたね。

はい。

それから、表の取り方によって、こんなふうになってしまってるんだけど、ちょっと雰囲気が違いますな。

はい。

実績という話が出ましたが、平成16年の新プランでは、実績は平成元年から平成16年までの実績ですね。

はい。

したがって、当然のことながら、平成元年が入ってなきや、おかしいことになりますね。

はい。

新プランをまとめたのは、平成19年3月でしたね。

はい。

そうすると、16年までが実績となって分かってると。

はい。

ということになると、17年、18年の実績というのは、分からなかつたんでしょうか。

いわゆる統計が取れなかつたんですね。最新で統計が取れるのが、16年度までだということで、16年度までにさせていただいたと、そういうことです。

17年度まで分かってれば、17年度も使つたけれどと、こういうことでしよう。

ええ、そういうことです。

本件で、ハッ場ダムや思川が、この水需要予測と関係があるんじゃないかなというふうな、原告代理人からの御質問でした。まず、水需要予測なんですが、これは、県では水系ごとに行ってますね。

はい、水系ごとに行ってます。

乙第181号証を示す

5ページを見てください。4水系書いてありますね。

はい。

今問題になっているハッ場ダムは、利根水系に属しますね。

そうです。利根水系に入ります。

水需要予測は、この水系ごとに、別々にやるわけですね。

ええ、水系ごとにやってます。

なぜ水系ごとなんでしょうか。

茨城県内の地勢上の特徴から、4つの水系で分けておりまして、いわゆる本川、支川を通じて、水を通した一つの生活圏というようなことでございますので、そういう水系ごとにやらせていただいております。

乙第212号証を示す

4529ページを見てください。ここに水系の定義がありますよね。水系

ごとに生活単位があるよと、こういうことと理解してよろしいですか。

はい、そのとおりです。

茨城県を水道事業として分ける場合に、5地域に分けていると聞いてます。
御説明いただけますか。

これは、県南地域、県西地域、鹿行地域、県中央地域、県北地域と、
そういう5つの区分に分けてやってると思います。

今、県南と県西は、1つの地域になってますね。

はい。

乙第182号証を示す

5～6ページを見てください。これが地域ですね。

はい、そうです。

この地域に、県は水道用水を供給していますね。

はい。

自ら小売してるわけではありませんね。

はい。

小売してる水道業者は、市町村、あるいは一部事務組合、これでよろしいですか。

はい、そうですね。

乙第183号証を示す

8ページを見てください。左側に、水道用水供給事業区域図というのがあります。このような水道事業の供給区域で、県は用水を供給してると、これでよろしいですね。

はい、そのとおりです。

左側が水道用水、右側が工業用水ですね。

はい。

そうすると、この水道用水供給事業をやっている市町村は、水源をどこに

求めるんでしょうか。

通常、水源として、地下水、それから、河川の貯留水、そして、いわゆる水道用水供給事業者、県からの受水ですね、この3つになると思います。

この水道用水供給事業、4つありますけれど、この4つの水道用水供給事業は、企業局が経営してゐるものですね。

はい、そのとおりです。

この水道用水供給事業のうち、利根水系に属するのは、どこなんでしょうか。

ここで言いますと、県西広域水道用水供給事業、それから、県南広域水道用水供給事業、それから、鹿行広域水道用水供給事業、これは全部エリアが入ります。それで、県中央広域も、一部エリアが入ります。

原告代理人のほうから、いろいろ、水需要予測があつたんだけれど、利根水系外の、北のほうの水需要予測を持ち出しても、意味ないですね。

はい、そのとおりですね。

水需要予測は、先ほど、証人が、直接関係ないということをおっしゃっておられましたけど、利根水系に関する限りは、多少の関係はなくもないのかな。

まあ、エリアが近くなるということだと思いますね。

割合近くなるという意味でね。

そうですね。

それで、この利根水系に属する、県南及び県西広域水道用水供給事業が、八ッ場ダムの水源を持っているわけですね。

はい。

保有水源にしてますね。

はい。

どことどこになるのかな。

これは、県西広域水道用水供給事業ですと、給水系が3つありますけど、水海道給水系が1つですね。それから、県南広域水道事業は、給水系2つありますけれども、利根川給水系が、八ッ場ダム水源としてあります。

今度、水系と給水系という言葉が出てきました。給水系というのは、それぞれ導管が、送水管とか、導水管というのがつながっているんですか。それとも、分断されてるんですか。

別ですね。

何か危機があるときには、つながるんじゃないの。

県南では、危機、要するに、臨時対応で、緊急対応で、連絡管があるとは聞いてます。

原則としては別々だと、こういうことですか。

はい。

それで、八ッ場ダムに参画することになったのは、どういうことからでしょうか。

これは、県南・県西地域の市町村から、昭和53年、54年当時だったと思いますけど、水道事業を興すに当たって、市町村と県議会の同意を得て、県で、広域的整備計画を作つてほしいと、そういう要請があつて、それで、広域水道事業が事業化されたというふうに聞いています。

今おっしゃった水道事業は。

県西と県南ですね。それで、その水源につきまして、利根川水系において、水資源開発を積極的に促進するということが出されておりまして、ちょうど、昭和60年だったと思いますけど、八ッ場ダム

に、そのダム使用権の申請をして、61年に、八ッ場ダム基本計画において、位置付けをされたということだと思います。

そういういきさつなわけですね。

はい。

そうしますと、今言われた県南と県西ですが、将来、こここの地域はどうなるんでしょうか。どういうふうに県の方は見ておられるんだろうか。将来というのは、平成32年ごろといたしましょう。その後でもいいんですけど。

いわゆる、ここ、水道普及率が低い地域だったので、水道普及率の向上といいますか、それが見込まれるし、それから、開発で行けば、つくばエクスプレス、圏央道も入りますし、そういう開発に伴う需要増が見込まれる地域だというふうに見られてました。

企業や何かも入ってくるんですかね。

ええ、まあ当然、圏央道関連では、企業の立地も想定されるということでございます。

現在、この2つの用水供給事業体は、暫定工水水利権で取水してますね。

暫定工水水源で、今、一部取水してますね。

はい。

それを、各小売の市町村にお配りしてる状況ですね。

はい。

一部、今、暫定工水水利権だとおっしゃったんだけど、将来的には、これは、どういうふうな予定になっていますか。

県西については、今でも、その取得した水源とイコールで、暫定水利権と、目一杯もらってますし、それから、県南については、約7割程度だったと思います。計画した水源の7割程度を、暫定水利権でもらってますけども、ここは、人口増等もありまして、いずれに

しろ、その暫定水利権は計画目一杯まで申請をして使うと、そういうような状況だと思います。

だから、将来的には、参画水量を全部使うんですか。
使います。

それは、本来は企業局が事業体ですね。

そうです。

あなたのほうじゃないですね。

そのとおりです。

で、使う予定になっていると、こういうことですか。
はい。

それに対する、原告側からの反論としまして、霞ヶ浦開発事業による開発水、そこで工水に余分があるだろうと。それを、霞ヶ浦用水事業で、今度は用水事業の送水管を使って、小貝川等に水を落として、下の取水施設、水海道浄水場、あるいは、利根川浄水場で取水すればいいじゃないかと、そうすれば、ハッ場なんか要らないじゃないかと、こういうお話がありました。これは、東京都の元職員である方のお話なんんですけど、原告側の御主張なんだろうと思うんだけど、これに対して、まず、工水の余剰水は、これは転用可能ですか。

今、県営工業用水事業で、事業化されてる保有水源については、将来の企業の立地に対応して必要な水でありますので、転用することは難しいと思います。更に、それ以外の工業用水につきましても、マスタープランで位置付けたように、政策水量、将来、予測し得ない課題、茨城県産業大県とか、科学技術集積立県でやってますので、そういうのに連動した企業立地、そういうものに対する政策水量としての備え、あるいは、先ほど、マスタープランで位置付けた環境用水なり危機管理水量という方向で考えてますので、まあ、転用は

考えておりません。

そっちへ持っていくのは困難ですということですね。

はい。

言葉を確認しますが、環境は用水ですね。

環境は用水です。

危機管理は、用水なんかないんであって、水量ですね。

水量です。

政策水量ですね。

政策水量です。

危機管理用水なんかありませんね。

はい。

その次ですが、今度、霞ヶ浦用水事業で、引かれている導水管を使って、小貝川等に水を落とせばいいじゃないかと、こういう話でした。これはどうでしょうか。

もともと、その霞ヶ浦用水事業が、県南西部の13市町村に、約2万ヘクタールだったと思いますけど、今、農地の基盤整備を進めております。そういうことで、今後、通水区域が拡大をされますので、そうすると、供給量が増えてきますから、今の導水管を転用して送水するということは、困難であると思います。

今、その送水管は、農業用水なんでしょう。

農業用水です。

霞ヶ浦から県南西部のほうへ持っていくのは。

はい。

その空いてるところを使いなさいというお話だったんだけど、そのところは、そうすると、将来、その水が入っちゃうから、今、そのところをカットしちゃうわけにいかないよと、こういうことですね。

そうですね、今、使ってないからといつても、将来計画で、農業用水に使いますので、それは難しいということです。

そうすると、新しい送水管を造らなきやいけませんね。

必要になると思います。

そうすると、取水、送水で、小貝川とか鬼怒川に水を落とすという、その考え方なんですが、そうすると、施設や何かありますけど、これ、ものすごい金が掛かるんじゃないですか。

掛かりますね。新たな配管、送水路、取水施設。結構、膨大な費用が掛かると思います。

膨大。

はい。

100億単位ですか。

そういうことになると思いますね。

下の取水堰、水海道浄水場で取水すればいいじゃないか、あるいは、利根川浄水場で取水すりやいいじゃないかと。さあ、これはどうでしょうか。

仮に、そういうことで注水しても、その小貝川、鬼怒川に注水するだけですから、八ッ場ダムは利根川で取水してますから、利根川での取水はできないと思います。

そうすると、水海道浄水場で取水すればいいじゃないかと。これはお金が掛かるだけで、取水はできますか。

水海道取水場はできると思いますけど、ただ、取水施設は当然、お金掛かります。ただ、利根川での取水はできないと思います。

水海道は利根川での取水はできないと。

ええ。

じゃあ、利根川浄水場は。

利根川浄水場も、利根川本川ですから、できないと思います。

ほかの市でもやってるから、できるんじゃないかというふうなことを言わ
れてるんですよ。

それは、恐らく、上流取水になると思うんですね。上流取水というのは、鬼怒川、小貝川下流で流して、それを利根川のほうの上流で取るという形だと思うんですけども、この場合は条件がありまして、個別案件ごとの判断になりますので、必ずしも、認められるとは限らないと思います。

乙第212号証を示す

1260ページを見てください。ここに、今証人がおっしゃった、個別的に判断されるということが書いてありますね。

はい。

全部できたとして、ハッ場ダムをやめたということになって、撤退すると、撤退することに伴うお金は、どういうことになるんでしょうか。

仮に撤退が可能だったとしても、これは、今まで、63%，事業が進ちょくしておりますから、今までに出した負担金は戻ってきません。更に、今後、その撤回に伴う新たな負担金が生じてきます。それから、今まで補助金をもらっていますので、その補助金の返還、起債償還の手当とか、そういう財源も必要になります。更に、今度は、撤退したことに伴う代替え措置を講じなければなりませんので、これは、先ほどの取水施設とか配水管とかを整備していくかなくちゃいけませんので、かえって、撤退するとなると、それ以上に費用が、財政負担が生じてしまうというのが実態だと思います。

以上って、どのくらい、何倍ぐらいですか。

かなりのもの。

正確に計算はしませんよね。

ええ、まあ、代替え措置だけでも、2倍以上の試算はしていますけど

も。

代替え措置だけで。

だけで。

あと、撤退に関する。

負担金は戻ってこないし、新たな負担金も生じるし、補助金の返還とかもあるし。

負担金とか、補助金の返還とか、それを全く抜きにしても、それくらい掛かると。

はい、抜きにしても、そうですね。

そうすると、八ヶ場ダムをやめるというのは、逆に、県の財政を圧迫しちゃうことになるのかな。

そうですね。

乙第210号証を示す

これが今度出た第5次フルプランですね。

はい。

黄色でマークが引いてあると思うんですが、まず、3の(1)、「地球温暖化に伴う気候変動の影響への対応及び事故等」というようなことが書いてありますけど、これは、県のマスタープランで言うと、何と大体、平仄が合いますか。

これは、先ほどの、危機管理水量の考え方と同じだと思いますけども。

危機管理水量の考え方と、ほぼ平仄が合う国の考え方というふうに理解していいですか。

はい。

その次、(2)、異常渇水や事故に対する備えをしたほうがいいというようなことが書いてあるんですけど、これもそうですか。

水資源開発水量を適正に反映した都市用水の水利用調整ということでするので、正に、これも危機管理水量的な、同じような考え方になると思います。

(8)、これは。

これは環境用水的な考え方方が入っております。

環境用水という考え方。

はい。

県の考え方割合沿った、国の考え方というふうに理解していいですかね。

はい。

このフルプランに、県は意見といいますか、調査をして、その調査結果を回答してあるんじゃなかつたですか。

ええ、都市用水の需要想定ですね。

それに対して回答しておられるんですか。

回答しますね。

それは、新マスタープランに、ほぼ沿ってるんですね。

ええ、新プランの利根水系のデータを基に回答をしております。

利根水系だけですか。

はい、利根水系ですね。

このフルプランは利根水系だから。

はい。

このフルプランに回答したということをもって、茨城県の考え方は、国の考え方を拘束するとか、そういう内容になっているとか、そんなようなことは言えるんですか。

これは、国でも独自調査をやってますので、それと併せて、都県の回答結果を踏まえて、それを国土審議会に諮って、フルプランの中身を決定しますので、そういう都市用水の需要想定を回答したか

らといって、それで関係してるというふうなことではないと思います。

さっき、水道用水供給事業で、県南と県西の話を伺いました。その、最終小売の水道事業者は、水需要予測というのはやらないんですか。つまり、端的に言いますと、用水供給事業というのは、その事業者の水需要予測を、ただ足し算すればいいんじゃないのという、そういう印象があるんだけど、そうじゃないんですか。

水道事業者はそうですね。

茨城県では、あなたが中心になっておやりになった、新プランというのを出すわけでしょう。

はい。

それと、各水道事業者、最終的な、その人たちの水需要予測というのは。

これはまた、事業者が独自に需要調査をやってますので。

独自にやってると。

はい。

その、自分のところの水需要予測に基づいて、県に何トンお願いしますとか、あるいは、地下水をどうするかとか、護岸組合に参画するかとか、最終的に決めるわけですか。

そうですね。

その次、環境用水ですが、これは先ほど、魚道みたいなお話をありましたけど、そのほかに、具体化はしていないけれど、何か考えはないんですか。

まだ具体的には、出てきておりません。

これは、今、原告代理人のほうから質問があって、国と調整中だというお話をありましたね。

はい。

それは、どういう利用になるかで変わってくるからですかね。

そうですね、まあ、詳細は今、検討中ということです。

調整中というのは、交渉中ということですかね。

そうですね。

先ほどは、危機管理水量だけしか話題になってませんでしたけど、政策水量というのもあるわけですね。

はい。

政策水量というのは、どんなものか、もう一度説明していただけますか。

これは、将来の予測し得ない政策課題に対応するために備えるものとして、政策水量という位置付けをしておりますけれども、茨城県ですと、先ほど言いましたように、産業大県作りをやってますし、つくば、東海で、科学技術集積を生かした政策を進めてますので、それらに連動した研究機関と企業立地とか、そういうのも想定されますので、そういうものに備えた政策課題の水量としての位置付けということでございます。

乙第210号証のフルプラン、3の(1)に、地球温暖化という話が出てますが、これ、実施にどういう影響があるんでしょうか。分かりやすく説明してください。

地球温暖化の影響によりまして、雨の降り方が大きく変わってきてると、よく言われております。降るときと、降らないときの差が大きくなってきていて、地域によって、異常渇水、集中豪雨と、そういう状況も見られますし、それから、もう1つ、降水量が減少してきているということがございます。そうしますと、いわゆる安定供給可能量が減少して、利根川でも、ちょっと状況の悪化がありまして、安定供給可能量が約14%ほど減少していると言われておりますけども、渇水時の安定取水に支障を来すというようなことも想定されます。それから、温暖化になると、やはり、雪が少なくなるとい

うことで、利根川は雪が降りますから、春場でも水が流れます。夏、往々にして、水不足という状況があるんですけれども、那珂川等は雪が降りませんから、どうしても、水を使う春場に渇水の状況になると。そういうのが、やはり、利根川においても、将来的には見られるようになってくるかなと、そういう、地球温暖化に伴う心配が想定されますので、将来の気候変動に対応したリスクとして、危機管理水量として位置付けをしたというものでございます。

雪が積もらないと、水の出が、田植えとかとも合わないんだというような話も、ちょっと聞いたことあるんですけど。

どうしても、その雪解け水で春先をクリアしてますので、雪が降らなくなると、水が少なくなる状態が、春先にも出てくるのかなと。

乙第213号証を示す

6-6ページを見てください。供給可能量水量という表が出てますね。

はい。

先ほど、あなたは、14%減るとかとおっしゃって、86%くらいになるというのは、真ん中の「安定供給可能量」の一番上の括弧の中に出てる約86%，これを指してるんですか。

そうですね、それを逆算して、14%というふうに。

要するに、水が減っちゃうんですね。

はい。

それから、先ほど、根本さんが最後に、水道事業者としては、安全側に立たなきやいけないんだということを言っておられました。で、それのあれとして、負担率と、それから、自家用井戸への転用、このことを言っておられました。すべて、みんな、何でもかでも安全側に見込めばいいんだみたいに取れちゃったものですから、もうちょっと詳しく言っていただけませんか。例えば、給水人口、どうですか。裁量でもってできるんですか。

給水人口は水道普及率から見てますので、県の水道整備率は100%ですから、それを基本的に踏まえていますので、そういう裁量ということではないですね。

100%というと、ちょっと裁量っぽいかな。

いや、もう、これは基本として踏まえるということでございます。それは県の基本政策でしょう、100%は。

はい。

その政策に合わないことを、皆さんがやるわけにいかないですよね。

はい。

で、100%ですね。

はい。

その前提となる人口なんていうのは、これは裁量じゃないでしょう。

裁量ではないと思いますね。

どれを取るかは別としましてね。

はい。

それから、経済成長率なんかも。

これは県計画の経済成長率を踏まえてますので。

県計画から來るので、それと違うものを採用するわけにいかないですね。

はい。

先ほど言った、給水普及率もそうですね。

はい。

それから、あと、有収率とか、有収水量とか、ロス率とか、そういうものはどうですか。

これは水道ビジョンとか、それから、施設設計指針とか、そういうものから取っておりますから、裁量の余地はないと思います。

先ほど言った、負荷率だけは、何か。

これは、要するに、安全を見て、やっぱり、安定給水をするためには、最小の平均を取ったと。最小5年の平均値を取ったということです。

80%ね。

はい。

(以上 安江則子)

まあ、細かく言うといろいろあるんだけれども、裁量的なところは、どこがあるんですか。今の、負荷率と、それから。

あとは、併用井戸の見方ですね。利根水系のを最大限見たということだと思いますけど。これも安全性を見て、最大限見たということだと。

その程度ですか。何でもかんでも安全に見ればいいということではないんですね。

はい。

甲第39号証を示す

12ページの4行目を見てください。「これで不足する分については霞ヶ浦開発の水源を利用できるものとし設定した。」と書いてあるんだけれども、利用できるものと考えたというんだけれども、先ほど、あなたは、こんなの、ものすごく金が掛かるから不可能だよとおっしゃっている。ちょっと、矛盾してるように思うんだけれども。

これは、いろいろ課題があるので、課題をクリアした上でだと思うんですけども。

29ページを御覧ください。真ん中辺り「県南及び県西広域水道用水供給事業の」うんぬんかんぬんと始まってます。ここに、いろいろ課題が書いてありますね。

はい。

こういう課題を全部クリアしたならばという、仮定ですか。

だと思います。

それから、ハッ場ダムの事業費、これから大いに増えるんじゃないかなと、非常に心配しておられる県民の方がいらっしゃると思うんですが、国からどういうふうに聞いておられますか。

これは、19年度の計画変更で、工期延長5年出されましたけれども、そのときにも、工期延長ばかりでなく、総事業費に変更がないかどうか、これ、1都6県で合同調査チームを作つて、慎重に検討をしてきました。で、確かに、工期が5年延びることで、費用の増加はあるんですけども、それを、本体のコストを縮減するということで、トータルとしては現事業費内で完成できると、そういう調査の結果、確認をしておりますので、計画変更のときに、やむを得ないというような判断をしたということでございます。

今回のときには。

はい。

その前の、平成16年の計画変更、ございましたでしょう。2110億円から4600億円にぼんと跳ね上がったとき。このときは、あなた、関係してないか。

そうですね、前ですね。

相当、前任者、前々任者かも知れませんけども、県の内部では、いろいろと検討されたということを聞いてはおられませんか。

はい、聞いてます。2倍になるというような中身でしたので、かなりの課題があったなというふうに聞いてまして、調査に入ってない段階での、前の2100億円の見積りで、ようやく地元に入れて、精査をした結果、それが4600億になった这样一个ことで、それらをいろいろ、やはり合同調査チームを組んだと思うんですけど

れども、そういうことで検討して、県の内部でも、政策幹部会議とか、いろいろ検討して、判断をされたというふうに聞いております。水需要予測で、水源に余裕を持つことは、水道事業者として悪いことですか、いいことですか。どういうふうに考えておられますか。

私たちの新プランは、県計画の下方修正と、社会情勢の変化を受けて、需要量でも2割削減しましたし、適切な見直しを行ってきたと。その中で、需要を上回る供給量については、環境用水とか、政策水量、危機管理水量と位置付けたということですので、ある程度の余裕水量は、やはり、県の将来の発展とか、県民生活の安全を考えれば、将来に備えるものとして、リスクに備えるものとして、必要ではないかというふうに思っております。

裁 判 官（馬場）

先ほど、被告代理人の質問の中で、撤退のために、代替措置だけで2倍以上の支出があるのではないかということをおっしゃったと思うんですけれども、撤退する場合に、どれくらいの費用が掛かるかというのは、試算したことがあるんですか。

要するに、撤退をしますと、そこに水源を探して、水を供給しなければなりませんので、その代替措置を試算した経緯がございます。それは、いつ、試算したんですか。

それは、内部的にですけれども、いわゆる、今後、残事業として、負担をしなければならないお金に対して、これを代替措置で、もし整備すれば、配管なり、取水施設を新たに造らなければならぬということでの試算をしております。

いつ、試算したんですか。時期は。

それは、二、三年前だったと思いますけれども、内部的な試算です。それは、計画変更との絡みで試算をされたんですか。計画変更に対する意

見を出す段階で、試算をしたんですか。

これはですね、ハッ場ダムから撤退をすべきだというような、いろんな話を受けてますので、じゃあ、ちょっと、仮に、試算をしてみたら、どういうことになるかなということで、試算をしたものでございます。

そのとき試算したのは、別の水路を造るだとか、そういう代替措置をするとしたら、どれくらい掛かるかということだけですか。

そうですね。

原告ら代理人（坂本）

今の試算した記録というのは、県に保存されているんですか。

これは、まあ、内部的に試算したものですので。

だから、保存されているのかどうかということを聞いてるんです。

……何というんですかね。

あるんですか、ないんですか。

…………。

だから、あるかないか、ズバリ、言ってください。

あるのはあります。

それは、公開できるんですか、できないんですか。

これはですね、ちょっと、内部的なものですから、判断に迷いますね。

それは、公文書なんですか、それとも、だれかの私的な文書なんですか。

…………。

分からない。

……まあ、メモですね。

公文書なんですか。

公文書ではございません。

だれかが作ったメモって、だれが作ったんですか。

担当ベースで、試算をしました。

それは、裁判所にも出せないものですか。

まあ、ちょっと、メモとして扱っています。

(以上 玉垣裕子)

水戸地方裁判所

裁判所速記官 平 塚 昌 子

裁判所速記官 安 江 貝川 子

裁判所速記官 玉 垣 裕 子

)